

大分県報

平成二十九年
号外（七七）
七月三十一日

（月曜日）

目次

告示

専決処分した予算の要領……………1

告示

大分県告示第四百四十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定により、専決処分した予算の要領は、次のとおりである。

平成二十九年七月三十一日

大分県知事 広 藤 貞

平成29年度 大分県一般会計補正予算（第3号）

平成29年度大分県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,074,549千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ614,244,258千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年7月18日専決

第1表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳 入）

款	項	既 定 額	補 正 額	計	
				千円	千円
9 国庫支出金	1 国庫負担金	27,272,198	10,503	27,282,701	
	2 国庫補助金	66,675,553	95,139	66,770,692	
12 繰入金	2 基金繰入金	19,004,267	768,907	19,773,174	
15 県債	1 県債	71,761,000	200,000	71,961,000	
歳 入 合 計		613,169,709	1,074,549	614,244,258	
（歳 出）					
3 福祉生活費	4 災害救助費	152,081	490,278	642,359	
4 保健環境費	1 公衆衛生費	24,049,226	15,755	24,064,981	
6 農林水産業費	51,703,291	54,171	51,757,462		
	1 農業費	10,937,303	13,171	10,950,474	
	4 林業費	12,223,306	40,000	12,263,306	
	5 水産業費	5,699,852	1,000	5,700,852	

平成二十九年七月三十一日

大分県報号外(告示)

二

7 商 工 費	1 中 小 企 業 費	47,796,917	84,345	47,881,262
	3 観 光 費	38,852,100	30,000	38,882,100
		671,919	54,345	726,264
8 土 木 費		82,428,131	430,000	82,858,131
	3 河 川 海 岸 費	21,511,968	430,000	21,941,968
歳 出 合 計		613,169,709	1,074,549	614,244,258

第2表

追加

地方債補正

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害援護資金貸付金	千円 200,000	証書借入れの方法により、国庫から借り入れる。	無 利 子	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、12年度間以内に元金均等の半年賦償還の方法により償還する。 ただし、借入条件は、借入先の定めるところによる。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、又は繰上償還を行うことができる。